

生徒指導提要进行

平成22年12月15日 第7号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第4章 学校における生徒指導体制

第7節 生徒指導の評価と改善（生徒指導提要P90～P91）

1 生徒指導の評価の意義

学校評価は、平成14年以降、段階的に整備され、平成20年度の「学校評価ガイドライン」（文部科学省）では、その目的として、①学校自らが教育活動・学校運営についての組織的・継続的改善を図る、②保護者・地域住民への説明責任を果たすとともに、連携協力を得た学校づくりを推進する、③設置者への報告により条件整備等の支援を得る、の3点が挙げられています。

生徒指導の評価の意義も同様で、生徒指導体制の確立、保護者・地域住民との協働による児童生徒の健全育成、教育委員会などの支援を受けた生徒指導の充実に集約されます。

2 生徒指導の評価の位置付け

まず、学校の環境、児童生徒の状況、保護者や地域住民の願いなどを調査（リサーチ=R）する。加えて、「どのような児童生徒を育てたいか」「何を生徒指導の重点とするか」などの目標（ビジョン=V）を立てます。これを基に、生徒指導計画（プラン=P）を策定し、実施（ドゥー=D）、評価（チェック=C）、改善（アクション=A）へとつなげます。

生徒指導の評価は、生徒指導マネジメントサイクルの実施と改善の間に位置します。指導体制や指導方法を吟味し、その改善を図るための重要な役割を果たしています。

3 評価規準・基準の作成

生徒指導の評価規準は、①開発的指導内容（児童生徒に身に付けさせたい、あるいはよりはぐくみたい資質や能力・態度など）、②指導方針（目標・基本方針・教育課程）、③指導体制（生徒指導組織・校内協力連携体制・教育相談体制・特別支援教育体制・研修体制）、④問題行動への対応（未然防止策・危機準備・初期対応・再発防止策）、⑤家庭・地域・関係機関との連携・協働、の5分野に分け、さらに分野ごとの具体的な評価項目を設けます。

評価は評定尺度法（4件法）で行い、「達成できた」「ほぼ達成できた」「あまり達成できなかった」「達成できなかった」の評価基準は具体的に示すことが求められます。

4 生徒指導の評価の方法

生徒指導評価は生徒指導部会での自己評価を基に進めます。生徒指導部内評価を行うに当たっては、児童生徒のアンケートや教職員の観察結果などを参考に、児童生徒がいかに変容したかを見据えて評価することが大切です。

生徒指導部内評価を校内で十分に検討した後、保護者や地域住民などの学校関係者により構成された評価委員会で、学校の自己評価の結果について吟味します。さらに、学校と直接関係しない専門家による客観的な第三者評価に委ねると評価の信頼性が増します。

なお、問題行動への対応など緊急を要することについては、保護者への緊急アンケートなど、機に応じた随時評価をすることが大切です。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。